第2次榛東村耐震改修促進計画

平成29年 3月

榛 東 村

目 次

	. はじめに	1
1	.目的・背景	1
2	. 計画の位置付け	2
3	. 計画の期間	3
	. 対象とする建築物	
	. 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況	4
1	. 近年の大地震による被害の状況	4
	. 榛東村で想定される地震被害	
	. 榛東村における耐震化の現状	.10
	. 住宅の耐震化の現状	
2	. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状	10
3	. 村有建築物の耐震化の現状	11
	. 耐震化の目標	.12
1	. 耐震化の目標設定	12
2	. 取り組みの基本方針	13
	. 耐震化を促進するための施策	.17
1	. 耐震化の促進に係る基本的な方針	17
2	. 耐震化に関する啓発及び知識の普及	18
3	. 耐震化を促進するための支援策	19
4	. 総合的な安全対策に関する取り組み	20
5	. 耐震改修等を促進するための指導や命令等	21
	. その他耐震改修等を促進するための事項	23
į	参考資料	. 24
•	参考 1 :特定既存耐震不適格建築物一覧表(耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、	附則
	第3条)	24
	参考 2 :耐震改修促進計画に関する法律	25

. はじめに

1.目的・背景

本計画は、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的としています。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)以降、日本各地で大地震が頻発しており、大地震の発生が危惧されています。

国においては、建築物の耐震化について平成17年3月の中央防災会議 1において「地震防災戦略」を決定し、"社会全体の国家的な緊急課題"として東海地震及び東南海・南海地震の死者数や経済被害を半減させるため、10年後における住宅・建築物の耐震化率を現状の75%から90%にすることを目標に掲げるとともに、これを受けて「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)は平成17年11月に改正され、翌年1月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(国土交通省告示184号)が策定されました。

群馬県においては、耐震改修促進法で耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、平成28年11月に「群馬県耐震改修促進計画(2016-2020)」を策定しています。

【近年の大地震と法改正の流れ】 表 -1

【近年の人」	【近年の大地震と法改正の流れ】 表 - 1				
近年被害をもたらした地震		もたらした地震	法改正等の動き		
H 7 . 1	. 17	阪神・淡路大震災			
			H 7 .12 .25 耐震改修促進法の施行		
H16 . 10	. 23	新潟県中越地震			
H17.3	. 20	福岡県西方沖地震			
			H17 . 3 . 30		
			中央防災会議「地震防災戦略」決定		
			・10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減		
			・住宅の耐震化率を現状の75%から90%へ		
			H17 . 6 . 10		
			住宅・特定建築物等の地震防災推進会議による提言		
			・住宅・特定建築物等の耐震化率を現状の75%から90%へ		
			・耐震改修促進法等の制度の充実、強化		
H17 . 7	. 23	千葉県北西部地震			
H17.8	. 16	宮城県沖地震			
			H17 . 11 . 7 改正耐震改修促進法の公布		
			H18 . 1 . 25 基本方針の公布		
			H18 . 1 . 26 改正耐震改修促進法の施行		
			H19 . 1 . 25 群馬県耐震改修促進計画の策定		
H19.3	. 25	能登半島地震			
H19 . 7	. 16	新潟県中越沖地震			
H23 . 3	. 11	東日本大震災			
			H25 . 5 . 29 建築物の耐震改修の促進に関する法律		
			の一部を改正する法律の公布		
			H25 . 11 . 25 建築物の耐震改修の促進に関する法律		
			の一部を改正する法律の施行		
H28. 4	. 14	熊本地震			

¹ 中央防災会議:内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

2.計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定するもので、国の基本的な方針及び群馬県耐震改修促進計画を勘案し、村内で想定される地震の規模、被害状況及び村内の耐震化の現状を踏まえて具体的な目標を定め、耐震化の促進に取り組む基本的な施策を定めます。

また、榛東村地域防災計画及び第6次榛東村総合計画との整合を図ります。

本計画の位置付け 建築物の耐震改修 1の 促進に関する法律 地方自治法 災害対策基本法 建築物の耐震診断 2及び 耐震改修の促進を図る ための基本的な方針 ・21世紀のプラン 群馬県地域防災計画 ・はばたけ群馬・県土整備プラン (群馬県防災会議) (2013~2022) 群馬県耐震改修促進計画 榛東村地域防災計画 第6次榛東村総合計画 (榛東村防災会議) 榛東村耐震改修促進計画 ・住宅・建築物の耐震化の目標 ・民間施設の耐震化への支援 ・耐震化を促進するための総合的な取り組み等 ・公共施設の耐震化の推進

1 耐震改修: 地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、若しくは、模様替え、または建物敷地の整備をすること。

2 耐震診断:既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

3.計画の期間

本計画は、平成29年度から平成37年度までの計画期間における耐震化の目標と、 その取り組みを整理します。

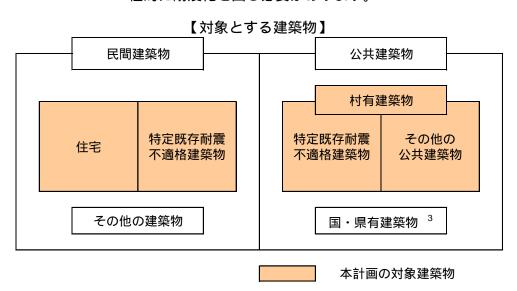
なお、本計画の耐震化の目標については、平成32年度の中間目標及び平成37年度 の最終目標を設定するものとします。ただし、社会情勢や技術革新による状況の変化を 勘案し、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

4.対象とする建築物

村民は、自ら所有または管理する建築物について、地震に対する安全性を確保するよう努力する必要があります。

本計画では特に耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち、建築基準法等の耐 震関係規定に適合していない建築物 ¹(耐震強度が不足する施設)を対象に、耐震化の 促進を図ります。

- (1)住宅・・・・・・村民の生命・財産を守り被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化が重要となります。
- (2)特定既存耐震不適格建築物・・・次の一定規模以上の施設で耐震化を促進します。 多数の村民が利用する施設 甚大な被害が発生することが想定される危険物等 を取り扱う施設 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
- (3)公共建築物・・・・公共建築物は災害時の活動拠点や多くの村民が集まることから積極的に耐震化を図る必要があります。



- 1建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物:昭和56年6月の建築基準法の改正により新しい 耐震基準が施行され、この改正以前に施行された建築物は、耐震性能が確保されているか 不明であるため、耐震診断を実施して耐震性を確認すること、耐震診断の結果耐震性が不 足する場合は、耐震改修を実施する必要があります。
- 2 特定既存耐震不適格建築物: 特定既存耐震不適格建築物一覧表(24 ページ参照)に定められた用途及び 規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規 定に適合していない昭和56年5月31日以前に新築された建築物。
- 3 国・県有建築物:国の基本方針、群馬県耐震改修促進計画において計画されているため、本計画ではこれらの建築物は対象外とします。

. 住宅・建築物の耐震化を取り巻く状況

1.近年の大地震による被害の状況

関東大震災から80年が経過し、東海地震や東南海・南海地震、首都圏直下地震などの大地震の切迫性が指摘されています。近年では中越地震(平成16年10月、震度7)、福岡県西方沖地震(平成17年3月、震度6弱)、能登半島地震(平成19年3月、震度6強)、中越沖地震(平成19年7月、震度6強)、東日本大震災(平成23年3月、震度7)、熊本地震(平成28年4月、震度7)が発生するなど被害が発生する地震が頻発しており、日本はいつどこで大震災が発生してもおかしくない状況にあり、平成24年7月の中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、「21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されています。加えて、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害が発生するおそれも指摘されています。これらの災害が、最大クラスの規模で発生した場合に、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することはほぼ確実である。」と示されており、建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、住宅・建築物の耐震化の促進が喫緊の課題となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人(消防庁災害対策本部、平成27年第152報)を超え、全壊した住宅は12.4万戸、半壊した住宅が27.5万戸でしたが、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした(東日本大震災記録集、消防庁、平成25年3月)。

平成28年4月14日に発生した熊本地震は、死者が145人(消防庁応急対策室、 平成28年第87報)全壊した住宅は8,329戸、半壊した住宅が31,692戸で した。一連の地震回数(M3.5以上)は内陸型地震では1995年以降で最多となっ ており、熊本大学教授の渋谷秀敏氏によると、益城町などに直接死者が集中した原因と して、震央に近いこと、活断層の摺動のうち地表部分での変動が大きかったこと、河川 跡地や扇状地など地盤の弱い所では揺れが増幅しやすいことを原因としてあげています。

項目		兵庫南部地震 (阪神淡路大震災) 1995年1月17日	福岡県西方沖地震 2005年3月20日	新潟県中越地震 2004年10月23日	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) 2011年3月11日
地震の規模		M7.3	M7.0	M 6.8	M 9.0
人	死者・行方不明者	6,434人	1人	68人	21,935人
的被	負傷者	43,792人	1,204人	4,805人	6,219人
害	避難者(自主避難)	319,638人	2,999人	103,178人	約468,600人
住	家被害(全壊・半壊)	249,180棟	497棟	16,985棟	399,808棟
火	出火件数 293件		2件	9件	330件
災	焼失棟数 7,574棟		2棟	_	263棟

資料:各地震の被害状況については内閣府防災担当ホームページなど

阪神・淡路大震災(平成7年1月、震度7)では、10万棟を超える家屋が全壊し、多くの死者を出しました。地震発生直後の死者数は約5,500人(平成7年4月24日現在、警察庁調べ)で、そのうち約9割(約4,800人)は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災を発生したり、避難や救援・消火の妨げになったり、がれきの発生等による被害の拡大をまねきました。

【阪神・淡路大震災の人的、建物被害】

	, 11:01 / / III / III / II			
被害状況	被災数			
死 者	6,434人			
行方不明者	3人			
負傷者	43,792人			
家屋全壊	104,906棟			
家屋半壊	144,274棟			
焼 損	7,574棟			
元者4.0左 - 日 4.0 日 W				

(平成18年5月19日総務省消防庁発表より 作成)

【阪神・淡路大震災における死因】

死 因	死者数			
家屋・家具等の倒壊による圧 死とおもわれるもの	4,831人 (87.8%)			
焼死 (火傷)及びその疑いが あるもの	550人 (10.0%)			
その他	121人 (2.2%)			
合 計	5,502人 (100%)			

(平成7年警察白書より作成)

昭和53年に起きた宮城県沖地震などの建物被害状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準 1が抜本的に見直されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の建築物で「軽微・無被害」が全体の約35%程度であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と、被害が大幅に減少しています。

【阪神・淡路大震災での建築物被害の状況】 軽微・無被害 中・小破 大破以上 昭和56年以前 37.3% 28.5% 8.6% 中・小破 16.7% 軽微・無被害 大破 昭和57年以降 74.7% 以上 20% 40% 60% 100% 80% 0%

(出典:国土交通省ホームページより作成)

1耐震基準:昭和53年の宮城県沖地震後、昭和56年6月に新しい建築基準法(耐震基準の抜本的な見直し) が施行されました。これを境に昭和56年5月以前の基準を「旧耐震基準」、昭和56年6月以降 の基準を「新耐震基準」と表現されています。

2. 榛東村で想定される地震被害

(1) 榛東村に影響を与えるプレート運動

日本列島の地震活動は、日本列島を乗せたユーラシアプレートとその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されています。

群馬県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから 100~200 km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から 150~200 kmの地点に位置しており、群馬県直下では、ユーラシアプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込みさらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいます。また、群馬県直下のフィリピン海プレート上面の深さは 80 km前後、太平洋プレートの上面の深さは 100~140 kmとされています。

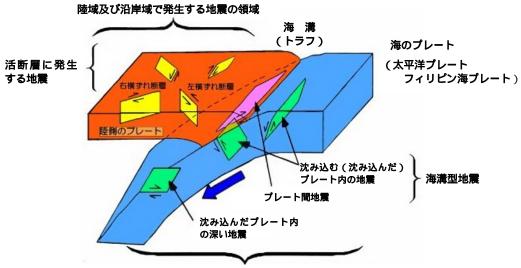
プレート上面で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東大震災(1923 年、M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987 年、M6.7)が典型例です。

群馬県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下 120~160 kmで発生していますが、震源が深いため、このタイプの地震で群馬県内に被害が発生したという記録はありません。

【日本列島とその周辺のプレート】

(出典:地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図 報告書」より作成)

【日本列島とその周辺で発生する地震のタイプ】



海溝等のプレート境界やその近くで発生する地震の領域

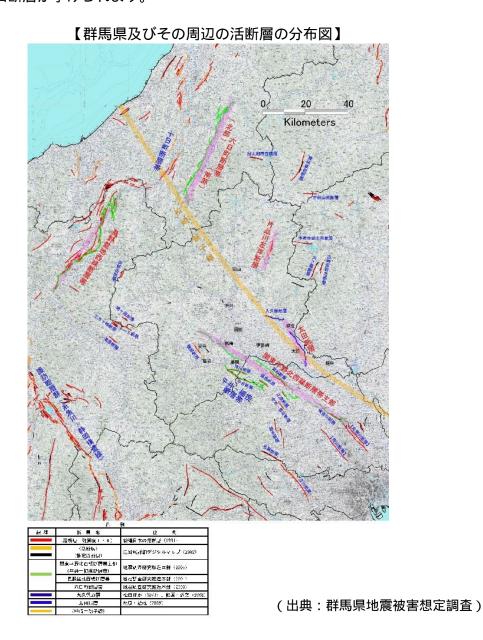
(出典:地震調査推進本部「全国を概観した地震動予測値図 報告書」より作成)

(2)渋川市北部を縦断する柏崎-銚子構造線 1

群馬県内には、フォッサマグナの東縁とされる「柏崎—銚子構造線」が県土を南北に 貫いており、渋川市の北部を縦断しています。

近年、新潟県で発生した2度の地震の震源はこの構造線沿線にあり、大きな余震が 数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近には活火山周辺に近い活断層が、県北東部の片品川流域には片品川左岸断層がそれぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井一櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井一櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井一櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義しています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。



1構造線:地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線という。

(3)群馬県内の地震被害の履歴

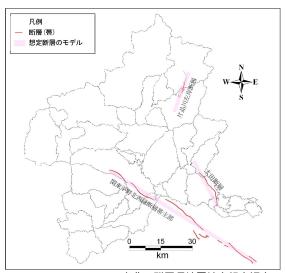
県内で発生した地震被害で最も大きいものが2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震で、県内の最大震度は6弱、榛東村においても震度4を記録し、県内での住宅の一部破損は17,246棟にも及ぶ被害が発生しました。

発生年月日	地震名(震源)	規模(M)	震度	群馬県内の主な被害
1916.2.22 (大正 5年)	・・・・ ¹ (浅間山麓)	6.2	3:前橋市昭和町	家屋全壊7戸 半壊3戸 一部破損109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4:前橋市昭和町	負傷者9人 家屋全壊49戸 半壊8戸
1931.9.21 (昭和 6年)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5:前橋市昭和町	死者5人 負傷者55人 家屋全壊166戸 半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 ¹ (新潟県下越沖)	7.5	4:須田貝通報所· 前橋市昭和町	負傷者1人
1996.12.21 (平成 8年)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱:板倉町板倉 4:沼田市西倉内町 ・片品村東小川 ・桐生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004.10.23 (平成16年)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震 ² (新潟県中越地方)	6.8	5弱:片品村東小川 ・高崎市高松町 ・渋川市北橘町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ² (三陸沖)	9.0	6弱:桐生市元宿町 5弱:桐生市元宿町 ・泊田市南京 ・前橋市高州工見町 ・高橋生市市新里本町 ・大渋川和町町市新町 ・カ州町町町の ・大泉町中野 ・大泉町中野	死者1人 負傷者41人 家屋半壊7棟 家屋一部破損17,246棟

(資料:群馬県地域防災計画)

(4)群馬県において想定される地震

群馬県地震被害想定調査 1 では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のあるものとして、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太田断層による地震」「片品川左岸断層による地震」の3つの地震を想定しています。



(出典:群馬県地震被害想定調査)

1 群馬県地震被害想定調査:群馬県に大きな影響を及ぼす可能性の高い地震に対して、自然条件や社会条件の もとで、科学的知見に基づき地震による被害を想定し、想定される被害を可能な 限り減少させるために実施する県の地震防災対策や、県民が自助・共助による地 域防災力を向上させていくための検討を行う際の基礎資料とすることを目的とし て、平成 23~24 年度にかけて実施した調査。

(5)想定される地震の規模・被害状況

群馬県地震被害想定調査では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行っており、榛東村においては、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」の「冬の5時(風速|9m/秒)」が村内に最も大きい被害をもたらすものと想定されます。

人的被害については、30人を超える負傷者が発生し、避難者は1,250人に上ることが予想されており、物的被害については約400棟の建物の損壊が予想されています。

【榛東村の想定地震ごとの被害想定】

	項目			想定地震ごとの被害			
			関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による 地震		
		死 者	1人	0人	0人		
人		(冬5時)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)		
的	負傷者 (冬5時)		38人	0人	0人		
被			(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)		
害	避難者 (冬18時)		1,250人	2人	0人		
			(8.70%)	(0.00%)	(0.00%)		
	建物(全壊・半壊) (冬5時)		392棟	1棟	0棟		
物			(4.18%)	(0.00%)	(0.00%)		
的被	火	出火件数 (冬18時)	0件	0件	0件		
害	災	焼失棟数	0棟	0棟	0棟		
		(冬18時)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)		

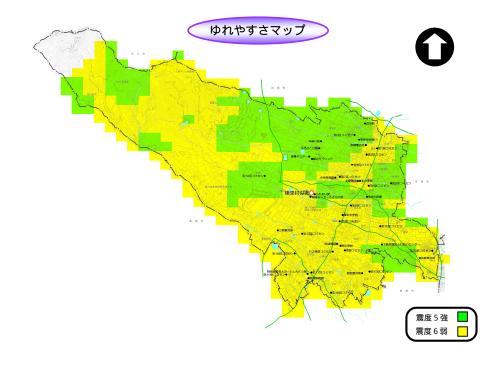
資料:群馬県地震被害想定調査(平成24年6月 群馬県)

- ・%数字は、下記に対する割合
 - ・人口総数:14,370人(平成22年国勢調査による榛東村の夜間人口)
 - ・建物総数:9,385棟(平成23年10月 固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

また、榛東村の震度は震度5強から震度6弱になることが予想されます。

【想定地震】

想定地震名	関東平野北西縁断層帯主部による地震				
想定地震規模	マグニチュード8.1				
想定震源断層	長さ82km、走向N60W、傾斜50-70°南西傾斜、 幅20-25km、ずれの向き南西側隆起逆断層				

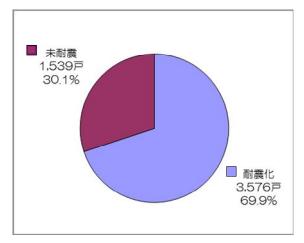


. 榛東村における耐震化の現状

1.住宅の耐震化の現状

住宅は、村内に約 5,100 戸あります。昭和 57 年以降の新耐震基準の住宅に昭和 56 年以前の住宅で耐震性を満たしていると推測される 1 住宅を加えると、耐震化率は 69.9% (前計画の 58.7%から 11.2%上昇)になりますが、30.1%の住宅は耐震化が 図られていない状況です。

【住宅の耐震化の状況】



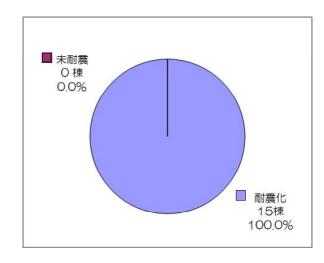
佳	主宅総戸数	5,115		
Bj	昭和57年以降の建築物 (b)			
Bi	昭和56年以前の建築物 (c)			
	耐震性ありと推測されるも	の (d)	387	
	改修済み(耐震性あり)	(e)	0	
	耐震性なしと推測されるも	の (f)	1,539	
ī	対震化戸数	(g=b+d+e)	3,576	
祇	耐震化率 (h=g/a)			

(平成28年11月1日時点)

2. 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物² は、民間建築物 4 棟と公共建築物 11 棟で村内に 15 棟 あります。昭和 5 7 年以降の新耐震基準の建築物に、昭和 5 6 年以前の建築物で耐震性のあるものを加えると、耐震化率は 100.0%(前計画の 65.2%から 34.8%上昇)となり、全ての建築物が耐震化されました。

【多数の者が利用する建築物の耐震化状況】



_				
	3	数の者が利用する建築物総棟数	数 (a)	15
	昭	3和57年以降の建築物	(b)	14
	昭和56年以前の建築物		(c)	1
		診断の結果耐震性あり	(d)	1
		改修済み(耐震性あり)	(e)	0
		耐震性なし又は不明	(f)	0
	耐震化棟数		(g=b+d+e)	15
	耐震化率		(h=g/a)	100.0%

(平成 28 年 11 月 1 日時点)

¹ 耐震性ありと推測されるもの:住宅土地統計調査データを基に耐震化率を推計値で算出したもの

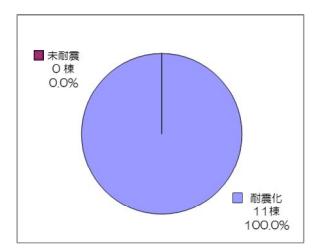
² 多数の者が利用する建築物: 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に揚げる建築物(27 ページ参照)

3. 村有建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する村有の建築物は 11 棟あります。昭和 5 7 年以降の新耐震基準の建築物に、昭和 5 6 年以前の建築物で耐震性のあるものを加えると、耐震化率は 100.0% (前計画の 41.6%から 58.4%上昇)となり、全ての建築物が耐震化されました。

また、村有建築物は全体で 173 棟あります。村有建築物の耐震化率は 80.9% (前計画の 69.7%から 11.2%上昇)となっていますが、19.1%に相当する 33 棟で耐震化が図られていない状況です。

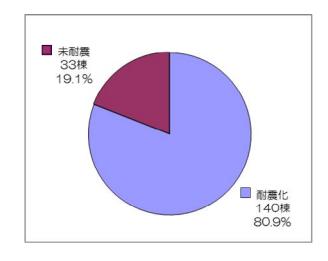
【多数の者が利用する村有建築物の耐震状況】



杠	有特定建築物等総棟数	(a)	11
昭	3和57年以降の建築物	(b)	10
昭	和56年以前の建築物	(c)	1
	診断の結果耐震性あり	(d)	1
	改修済み(耐震性あり)	(e)	0
	耐震性なし又は不明	(f)	0
而	討震化棟数	(g=b+d+e)	11
而]震化率	(h=g/a)	100.0%

(平成 28 年 11 月 1 日時点)

【村有建築物全体の耐震化状況】



昭和57年以降の建築物 (b) 139 昭和56年以前の建築物 (c) 34
昭和56年以前の建築物 (c) 34
診断の結果耐震性あり (d)
改修済み(耐震性あり) (e)
耐震性なし又は不明 (f) 33
耐震化棟数 (g=b+d+e) 140
耐震化率 (h=g/a) 80.9

(平成 28 年 11 月 1 日時点)

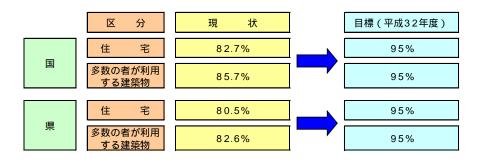
. 耐震化の目標

1.耐震化の目標設定

(1)国・県における耐震化の目標

国では住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の住宅 82.7%、 多数の者が利用する建築物 85.7%を平成 32 年度までに少なくとも 95%にすること を目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する ことを目標としています。

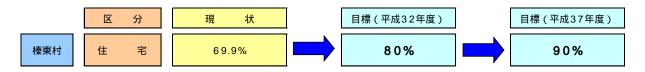
群馬県においても現状の住宅80.5%、多数の者が利用する建築物82.6%を平成32年度までに少なくとも95%とすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。



(2) 榛東村における耐震化目標

(イ)住宅

住宅については、村の現状の耐震化率が69.9%と県の80.5%を下回っており耐震化は遅れているものと思われます。平成32年度の県の目標値は95%ですが、榛東村の目標値は80%に設定し、平成37年度の最終目標を90%に設定します。



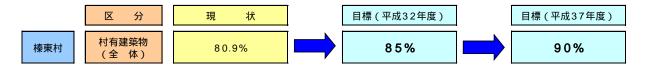
(口)多数の者が利用する建築物

民間建築物及び村有建築物をあわせた多数の者が利用する建築物の耐震化率は100.0%となり、すべての建築物が耐震化されました。



(八)村有建築物全体

公共建築物については、多数の者が利用する建築物以外の建築物であっても、防 災上重要な役割があります。多数の者が利用する建築物以外の建築物を含めた村 有建築物全体として、平成32年度の目標値を85%に設定し、平成37年度の最 終目標を90%に設定します。



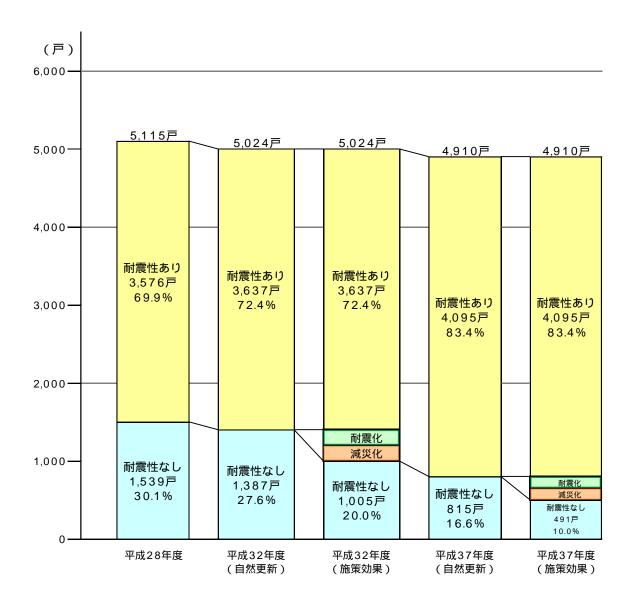
2.取り組みの基本方針

(1)住宅における耐震化の取り組み

住宅において、建替えや除却等の自然更新による耐震化率の見込みは、平成 32 年度で 72.4%と推計されます。現状の耐震化率を中間目標の80%とするため、自然更新に加えて、目標年次までに382戸(年間約96戸)の耐震化が必要です。また、平成32 年度に中間目標を達成した場合に、平成37 年度の自然更新による耐震化率の見込みは83.4%と推計されます。耐震化率を最終目標の90%とするため、自然更新に加えて、目標年次までに324戸(年間約65戸)の耐震化が必要です。

現状の	平成	32年度(中間	目標)	平成37年度(最終目標)			
耐震化率	自然更新による 耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて	自然更新による 耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて	
69.9% (3,576戸)	72.4% (3,637戸)	80%	382戸の耐震化 及び減災化が必要 (年間約96戸)	83.4% (4,095戸)	90%	324戸の耐震化 及び減災化が必要 (年間約65戸)	

カッコ内は、耐震性のある住宅数



(2)多数の者が利用する建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する建築物においては、民間建築物・村有建築物全ての建築物が耐 震化されました。

(3)村有建築物における耐震化の取り組み

(イ)村有建築物の分類と耐震化目標

村有建築物については、村民の生命・財産を守る以外に、地震発生後の災害対策や避難・救助を図るための重要な役割があります。したがって、平成 37 年度の最終目標において、建築物の用途に応じて下表のように分類ごとの目標を設定します。耐震化率の目標値について、避難収容施設、要援護者が利用する施設、長期滞在施設及びその他の村有施設は 90%以上、ライフライン関係施設は 75%を目指します。なお、村有建築物全体の耐震化率の目標は、90%とします。

【村有建築物の分類と目標値】

大分類		小分類	具体例	目標値 1
	1	災害対策拠点機能関係	村庁舎等	-
災害対策拠点機能等の確保	2	救助・救急、医療等拠点 機能関係	病院、消防施設、保健センター等	-
を図るうえで 優先的に整備 すべき村有施	3	避難収容施設関係	避難所指定の学校、体育館、保育所、 コミュニティセンター等	90%以上
設	4	ライフライン関係	上・下水道施設等	75%
震災時におけ	5	要援護者施設	児童館、老人福祉センター、 障害者福祉作業所等	90%以上
る被害防止の 観点から整備	6	多数の村民が集まる施設	資料館、温泉施設、集会施設等	-
すべき村有施設	7	比較的滞在時間の長い施 設	村営住宅等	90%以上
. その他	8	その他の村有施設	事務所、給食センター、駐車施設、 附帯施設(倉庫、機械室)等	90%以上

群馬県耐震改修促進計画においては、警察関係施設を1つの分類として挙げているが、榛東村においては該当する施設がないため省略している。

¹目標値:耐震化率の目標値。既に100%である分類については、「-」と表示している。

(ロ)多数の者が利用する建築物における耐震化の取り組み

多数の者が利用する建築物においては、村有建築物全ての建築物が耐震化されました。

(ハ)村有建築物全体における耐震化の取り組み

村有建築物全体で耐震性のない建築物が現在 33 棟ありますが、平成 37 年度 の最終目標の達成に向け、現状の耐震化率を90%とするため、目標年次までに 16 棟の耐震化が必要です。

【村有建築物の耐震化の現状と目標】

	現りは日本のの間は、日の死人と日本のののでは、日本のでは、日							目	標		
区分		総数	昭和57 年以降	昭和56年以前	左記のうち 耐震性あり と診断又は 耐震改修さ れたもの	耐震化を図る必要がある建築物	耐震性あり	耐震性なし	耐震率化	一耐震化の必要な棟	目標耐震化率
		a (棟)	b (棟)	c (棟)	d (棟)	e = c - d (棟)	f = b+d (棟)	g = e (棟)	h = f/a (%)	数	
	《字社 年						1	(1*)	100.0%	0	
	災害対策	1	1	0	0	0	-		100.0%		-
村	救護対策	0	0	0	0	0	0	0	40000	0	-
有の	避難対策	10	9	1	1	0	10	0	100.0%	0	-
特	ライフライン	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
定建	要援護者	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
建築	集客施設	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
物等	長期滞在	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
-5	その他	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
	合 計	11	10	1	1	0	11	0	100.0%	0	-
	災害対策	1	1	0	0	0	1	0	100.0%	0	-
	救護対策	4	4	0	0	0	4	0	100.0%	0	-
村	避難対策	46	40	6	0	6	40	6	87.0%	2	90%以上
有建	ライフライン	20	8	12	0	12	8	12	40.0%	7	75%
築	要援護者	16	14	2	0	2	1 4	2	87.5%	1	90%以上
物全	集客施設	8	8	0	0	0	8	0	100.0%	0	-
体	長期滞在	20	14	6	0	6	14	6	70.0%	4	90%以上
	その他	58	51	7	0	7	51	7	87.9%	2	90%以上
	合 計	173	140	33	0	33	140	33	80.9%	16	-

耐震化の必要な棟数には耐震診断が未実施の建築物も含まれているため、診断の結果によっては耐震改修が不要になる場合もある。

棟数は実数とし、自然更新による施設増減の推計は行っていない。

(二)村有建築物の耐震化の優先度

村有建築物の耐震化は、下表に示す優先性の考え方に基づき推進します。 用途や規模において優先度を定めない区分については、地域防災機能の側面及び 緊急性から優先性を判断します。

また、水道施設等をはじめ、村民の生活に密接しているライフライン関係施設 等の村有施設についても、計画的に耐震化を推進します。

【村有建築物の耐震化の考え方】

大分類			耐震化の優先性			
八刀類		(1, N) X 3	用途別	規模別		
災害対策拠	1	災害対策拠点機能関係		大規模なものほど優先		
点機能等の 確保を図る	2	救助・救急、医療等拠点機能関係	特に優先度	大規模なものほど優先		
うえで優先 的に整備す	3	避難収容施設関係	を定めない	大規模なものほど優先		
べき村有施 設	4	ライフライン関係		特に優先度を定めない		
震災時にお	5	避難弱者施設	優先度高い	特に優先度を定めない		
ける被害防止の観点か	「 ̄゜」6 多数の外氏が集まる施設		特に優先度を定めない			
ら整備すべ き村有施設	すべ 7 比較的滞在時間の長い施設		優先度低い	大規模なものほど優先		
その他	8	その他の村有施設	特に優先度 を定めない	特に優先度を定めない		

. 耐震化を促進するための施策

1.耐震化の促進に係る基本的な方針

(1)住宅・建築物の所有者の役割

地震による建築物の倒壊は、その建築物を使用する人に対し、大きな被害を引き起 こします。

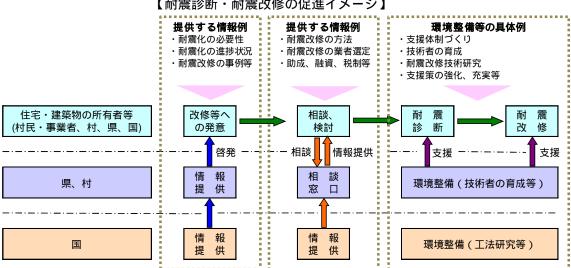
また、個々の建築物の耐震化が進んでも周辺の建築物の耐震化が遅れれば、地震の 発生時にその地域全体が被災してしまう可能性もあります。耐震性が不十分な建築物 の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず建築物の所有者等 が自ら自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮すること が基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと 耐震化を進めることが重要です。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

リフォームや増改築時に耐震改修を実施することは、別々に工事を行うよりも費用 や工期の面でより効果的なものとなりうることから、村では県及び土木事務所に設置 している建築相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供 の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を検討します。

(3)国や県と連携した耐震化への支援

建物の所有者等が耐震化の取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携 して耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制 度の創設など、必要な取り組みを総合的に進めます。



【耐震診断・耐震改修の促進イメージ】

(4)空き家対策

誰も住んでいない家というのは、維持管理がされないものが多いことから、倒壊な ど危険なことも多く、防犯面や景観面においても問題があります。また、空き家は昭 和 56 年以前の建築物も多くあると推測されるため、関係機関と連携をとり、空き家 の利活用や処分後の跡地利用等を検討していきます。

(5)段階改修の普及

工事費用・生活スタイル等の理由により一度に耐震改修工事を実施することができ ない住宅について、段階改修(簡易改修・部分改修)を推奨し、助成制度の検討及び 周知を図ります。

2.耐震化に関する啓発及び知識の普及

(1)地震防災に関する情報の提供

建築物の耐震化の必要性や、日常生活における安全対策等の取り組みについての普及を目的とした村民向けパンフレットを作成し配布するとともに、広報誌、インターネット、民間事業者が開催する住宅・建築関連行事等幅広く活用し、耐震化の必要性についての普及・啓発に努めます。

(2)リフォームに合せた耐震改修の推進

住まいの省エネやバリアフリー化、防犯対策などのリフォーム工事や増改築とあわせて耐震改修を実施することが効果的であり、費用面でもメリットがあります。

榛東村ではリフォーム事業者等との連携を図り、民間事業者等が開催する住宅リフォームフェアや広報を通じて、リフォーム工事と耐震改修を一体的に行った場合のメリット等に関する情報提供を行い、建築物の所有者等の意識啓発を進めます。

昨今の悪質リフォームに係るトラブルに対して、消費者が身近な地域から適切なリフォーム事業者を選定することができるようにするために「リフォネット 1」登録事業者の拡充に向けた村内事業者への普及活動を推進します。

また、平成25年11月に施工された「建築物の耐震改修の促進に関する法律等の一部を改正する法律」により、新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ペい率の特例措置が創設されたことについて、周知を図ります。

(3)自治会と連携した周知・啓発

自治会を通じて必要な情報の提供を行う回覧板や広報誌は、情報の周知をより直接的に行うことができます。

耐震化に関する情報についても回覧板や広報誌を利用して、周知、啓発に向けた働きかけを行います。

3.耐震化を促進するための支援策

(1)助成制度

耐震診断・耐震改修の義務者は建物所有者であることから、原則として所有者自らが耐震化を行う必要がありますが、耐震診断・耐震改修には相当な費用負担を要することから、この軽減を図ることが課題となっています。こうした課題の解消に向けた施策を検討します。

(2) 榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業

地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、 もって震災に強いまちづくりを推進することを目標とし、村内に存する木造住宅の所 有者に対し、耐震診断者を派遣します。

□対象建築物

- ・昭和 56 年 5 月 3 1日以前に着工された一戸建て住宅又は併用住宅(併用住宅の延べ床面積に対する住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上のもの)
- ・平屋建て又は2階建てのもの
- ・在来軸組工法によって建築されたもの

□派遣に要する経費

- ・耐震診断に要する費用(次項を除く。)は、村及び国が負担します。ただし、村は 当該予算の範囲内において負担するものとします。
- ・耐震診断者の交通費については、派遣対象者の実費負担とし現地調査時に耐震診断者に直接支払うものとします。

(3)空き家活用・住みかえ支援事業

移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」を活用し、空き家の活用や住みかえの支援について、県と連携し取り組みます。

4.総合的な安全対策に関する取り組み

(1)ブロック塀等の倒壊防止

地震発生に伴いブロック塀や石積み擁壁等が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生し、避難や救援活動のため道路を通行するのに支障をきたします。

ブロック塀の倒壊の危険性を広報等により村民に周知するとともに、必要に応じた 改善指導等行います。

(2)落下物の安全対策

大規模な地震では建築物の倒壊だけでなく、窓ガラス、外壁材、看板、天井等の損壊・落下による被害も起こります。平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、市街地にあるビルの窓ガラスが割れ、道路に落下する事態が発生しました。

また、平成17年8月に発生した宮城県沖地震では、スポーツ施設の天井の落下によって多くの負傷者がでました。

これらの被害に対して、地震時の建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、 建築物の適正な維持管理の啓発、指導を図ります。さらに落下物防止対策の実施状況 を把握するとともに、危険な建築物については所有者に対して改善指導を行います。

(3)エレベーターの安全確保

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど 多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもり の脱落やレールの変形などの被害事例を受けて、エレベーターの技術基準等について、 建築基準法施行令及び告示が改正されています。

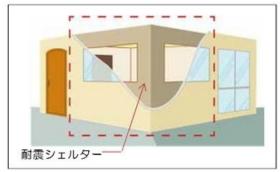
そこで、本村においては、これらの不安や混乱を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に 広く周知を図ります。

(4)家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷することや、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止について広報等により 村民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(5)命を守る住まいの補強

住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室などの必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策を推進します。(下図参照)





出典: 平成 28 年 11 月群馬県耐震改修促進計画

5. 耐震改修等を促進するための指導や命令等

(1) 県との連携強化

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について、群馬県建築物等耐震化推進協議会 1 と連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議 2 を通して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

1 群馬県建築物等耐震化推進協議会:群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震 化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の 役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進につい て連携を図ります。

2 群馬県建築物等耐震化推進連絡会議:群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

(2)耐震改修促進法に基づく指導等の実施

群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携して、耐震改修促進法に基づく指導等を次のから までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該 から までに定める措置を適切に実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。)については、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項(耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公表します。

耐震改修促進法第9条(耐震改修促進法附則第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりませんが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

さらに、指導・助言・指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規程に基づく命令を、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

指示対象建築物

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、その所有者に対して、耐震改修促進法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

. その他耐震改修等を促進するための事項

(1) 県が行う建築物の所有者に対する指導等への協力

県は、法に基づき、要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震 改修に係る指導及び助言を行い、必要な場合は指示や公表を行うこととしています。 また、建築基準法に基づき、保安上危険な建築物の所有者、占有者又は管理者に対し て勧告、場合によっては命令を実施していくこととしています。

村では、必要に応じ、これらの県の措置に協力するとともに、普段から当該建築物や空き屋等の情報収集に努めるものとします。

(2)地震発生時に通行を確保すべき道路の検討

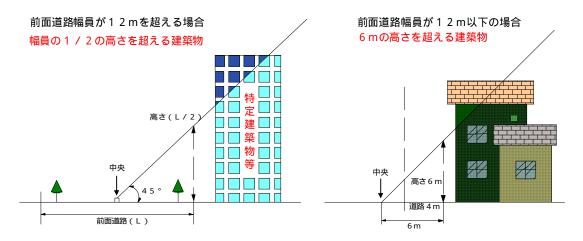
耐震改修促進法においては、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定し、 当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助を充実して耐震化を促進することができます。

榛東村では、県及び隣接市町村等との連携を図りながら、地震発生時に通行を確保 すべき道路の調査・検討を進めていきます。

(3)避難路の状況把握及び沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料の整備

榛東村では、避難地や防災拠点施設等に通じる避難路及び、この避難路に通じる細街路等の幅員等を調査し、避難路等沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料として整備します。これにより、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進を図ります。

【地震によって道路の通行を妨げ、多数の人の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物】



(国土交通省「耐震改修促進法の概要」より作成)

参考資料

参考1:特定既存耐震不適格建築物一覧表(耐震改修促進法第14条、第15条、附則第3条)

		,			
	用途	特定既存耐震不適 格建築物の要件 (法第14条)	指示**対象となる特 定既存耐震不適格 建築物の要件 (法第 15 条)		
学校	小学校、中学校、中等教育学 校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上(屋内運 動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上(屋内運 動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000 ㎡以上(屋内運 動場の面積を含む)	
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
体育館(一般公共の	の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m ³ 以上	階数1以上かつ 2,000 ㎡以上	階数1以上かつ 5,000 ㎡以上	
ボーリング場 スケ	一ト場、水泳場その他これらに類				
する運動施設	「物、小小物での他についって検				
病院、診療所			 階数3以上かつ	 階数3以上かつ	
劇場、観覧場、映画	前館 海兰堤		2,000 m 以上	5,000 m 以上	
集会場、公会堂	1500、次本物		1 2,000 III M.T.	1 3,000 III M.T.	
		階数3以上かつ			
展示場		1,000 m以上			
卸売市場		, ,	Mile No v. l. l.	Mile Mr v. v. f. a	
ホテル、旅館	その他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ 5,000 m ³ 以上	
事務所	宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
老人ホーム、老人気	豆期入所施設、福祉ホームその				
他これらに類するも	oの	階数2以上かつ	階数2以上かつ	階数2以上かつ	
老人福祉センター、	児童厚生施設、身体障害者福	1,000 m 以上	2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	
祉センターその他こ	これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ 500 ㎡以上	階数2以上かつ 750 ㎡以上	階数2以上かつ 1,500 ㎡以上	
博物館、美術館、図	7.主命			·	
遊技場					
公衆浴場					
			階数3以上かつ	階数3以上かつ	
			2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	
一ルその他これらに 野島 佐ま	-短ゅるもの な装屋、銀行その他これらに類す				
埋炭店、貝座、貝グ るサービス業を営む					
	3.11 mg 載場又は処理場の用途に供する	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
車両の停車場又は	船舶若しくは航空機の発着場を	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
構成する建築物でだるもの	旅客の乗降又は待合の用に供す				
自動車車庫その他	の自動車又は自転車の停留又		階数3以上かつ	階数3以上かつ	
は駐車のための施	設		2,000 ㎡以上	5,000 ㎡以上	
	の他これらに類する公益上必要	1			
な建築物					
	は処理場の用途に供する建築	政令で定める数量 以上の危険物を貯 蔵又は処理するす べての建築物	階数1以上かつ 500 ㎡以上	階数1 以上かつ 5,000 m ² 以上かつ敷 地境界線から一定 距離以内に存する 建築物	
避難路沿道建築物	No. 11. O No. 0. The Head Alberta	耐震改修促進計画 で指定する避難路 沿道建築物であっ て、前面道路幅員の 1/2超の高さの建築 物(道路幅員が12m 以下の場合は6m 起)	左に同じ		

[※]耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

参考2:耐震改修促進計画に関する法律

i)建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年国住指第 2930 号) (抜粋)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護する ため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の 向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

- 第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

- 第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物 の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

- 第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修 の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項 を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第14条第3号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築修の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第 1 号に定める事項を記載しようとするときは、 当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を 使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、 当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

- 第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断 及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよ う努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を 記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路 等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすること を防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐 震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接 する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

- 第7条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
 - 一 第 5 条第 3 項第 1 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規 定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 二 その敷地が第 5 条第 3 項第 2 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路 に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定に より都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
 - 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

- 第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその 報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
 - 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公表しなければならない。
 - 3 所管行政庁は、第 1 項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

- 第 10 条 都道府県は、第 7 条第 2 号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通 省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しな ければならない。
 - 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で

定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第 11 条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を 図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよ う努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
 - 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

- 第 13 条 所管行政庁は、第 8 条第 1 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の東地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
 - 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

- 第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他 多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又 は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に 記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接 する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第 15 条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
 - 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有

者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特 定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正 当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全 性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震 不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐 震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物 件を検査させることができる。
- 5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

)建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第2号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。
 - 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第2条第1項第4号に規定する延 べ面積をいう。)が1万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条(同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い の用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
 - 一 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計500平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数が2及び床面積の合計1000平方メートルのもの
 - 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3及び床面積の合計1000平方メートルのもの
 - 四 体育館 階数 1 及び床面積の合計 1000 平方メートルのもの
- 3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 1 4 条第 1 号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
 - 一 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く。)
 - 二 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4備考第6号に規定する可燃 性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス(次号及び第6号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第 14 条第 2 号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態における数量とする。)とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - 八 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - 二 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - へ 導爆線又は導火線 500 キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に 応じ、それぞれイ又は口に定める数量
 - 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
 - 五 マッチ 300 マッチトン
 - 六 可燃性のガス(次号及び第8号に掲げるものを除く。) 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項 各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

- 第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である 特定既存耐震不適格建築物とする。
 - 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物
- 2 法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
 - 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合 計2000平方メートル
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計 750 平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計 1500 平方メートル
 - 四 前項第19号に掲げる建築物 床面積の合計500平方メートル
- 3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

- 第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15五条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
 - 2 所管行政庁は、法第 15 条第 4 項の規定により、その職員に、前条第 1 項の特定既存耐震不適格建築物で同条第 2 項に規定する規模以上のもの及び法第 15 条第 2 項第 4 号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第 10 条 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項の規定により、法第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。
 - 2 所管行政庁は、法第 24 条第 1 項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第 11 条 所管行政庁は、法第 27 条第 4 項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
 - 2 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐 震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認 定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の 関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第 12 条 法第 29 条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成 15 年法律第 100号)第 11 条第 3 項第 2 号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第 4 号の施設である建築物とする。

)建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)(抜粋)

(保安上危険な建築物等に対する措置)

- 第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつ た場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、そ の勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

第2次榛東村耐震改修促進計画

平成 29 年 3 月

発行・編集 榛東村

☎お問い合わせ先 榛東村役場 建設課 TEL0279-54-2211(代表)